

---

## 2026年度日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業 募集要項（5月期募集）

---

### 5月期募集地域

- ◇香港
- ◇南西アジア：インド、ネパール、モルディブ、バングラデシュ
- ◇欧州1：フランス、ポルトガル、ベルギー、ハンガリー
- ◇欧州2：英国、スウェーデン、フィンランド

2026年5月  
農林水産食品部 事業推進課

# 目次

1	事業概要	-----	P3
2	出品要件	-----	P4
3	お申し込み・出品の流れ	-----	P5
4	募集スケジュール	-----	P5
5	費用負担・輸送・商談における留意点	-----	P6
6	各地域募集内容		
	(1)香港	-----	P7~13
	(2)南西アジア (インド、ネパール、モルディブ、バングラデシュ)	-----	P14~18
	(3)欧州1 (フランス、ポルトガル、ベルギー、ハンガリー)	-----	P19~21
	(4)欧州2 (英国、スウェーデン、フィンランド)	-----	P22~23
7	キャンセル規定	-----	P24
8	出品者選考について	-----	P24
9	Japan Streetへの商品掲載について	-----	P24
10	留意事項	-----	P25
11	免責規定	-----	P26
12	お問い合わせ	-----	P26

# 1. 事業概要と5月期募集内容

## ◆事業概要

### 1. 日本産食品の海外販路開拓・拡大を支援。海外20都市以上で貴社と商品を紹介

- 日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業（以下、GGW事業）は、ジェットロ招待バイヤー専用オンラインカタログ（Japan Street※）を活用し、日本産食品の海外販路開拓・拡大を目指す日本の事業者と商品情報を発信し、海外バイヤーへの情報発信、商談に向けた関心喚起を図ります。
- 2026年度は今回募集する地域を含め、本事業を実施する海外20都市以上の海外バイヤーに対して情報を発信します。
- 貴社の情報発信にあたり商品サンプルを提供、現地送付いただけるとその後の商談組成に効果的です。

### 2. 海外バイヤーとのオンラインまたは対面での商談機会を提供

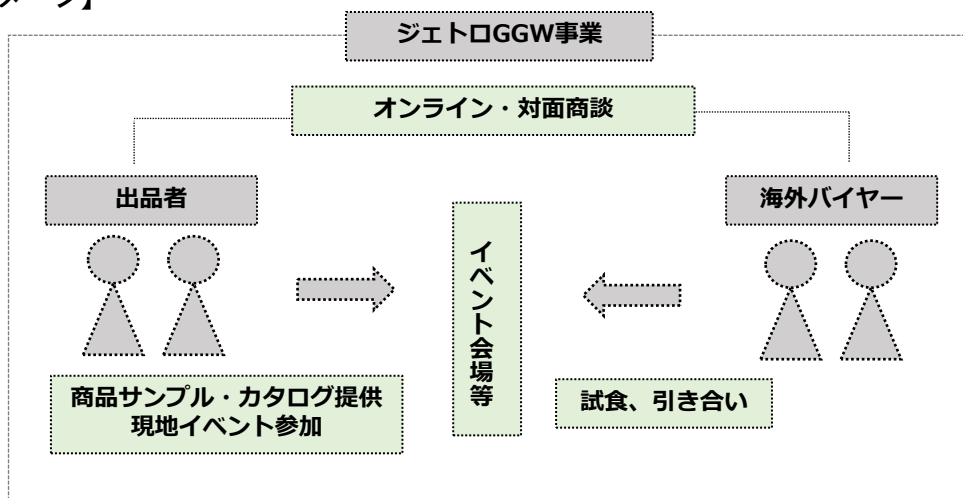
- 貴社商品に関心を示す海外バイヤーとオンラインまたは対面での商談機会を提供します。
- 対面商談の場合は、ジェットロが海外各地で実施する対面商談会に参加いただけます。

### 3. ターゲットの海外市場に合わせた事業を用意。日本産食品の浸透がこれからの新市場開拓も支援

- 2026年度はすでに日本産食品が浸透している国・地域のほか、今後の市場成長が期待される新市場、非日系市場での事業展開を強化します（今回の募集地域以外は6月以降に募集開始予定）

※ “Japan Streetについては「ジェットロ招待バイヤー専用 オンラインカタログ “Japan Street”（[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street/](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/)）」を参照ください

## 【事業イメージ】



## ◆5月期募集地域と事業実施期間

### 5月期募集地域

#### <アジア>

- 香港
- 南西アジア：インド（ニューデリー、ムンバイ）、ネパール、ダッカ、モルディブ

#### <欧州>

- 欧州1：フランス（パリ）、ベルギー（ブリュッセル）、ハンガリー（ブタペスト）、ポルトガル（リスボン）  
※欧州1における各商談会は、別途実施3ヵ月前を目途に参加希望の有無を確認予定。
- 欧州2：英国（ロンドン）、スウェーデン（ストックホルム）、フィンランド（ヘルシンキ）

※東南アジアのタイなど、その他地域は6月期以降に募集開始予定です。

※中国、北米は4月期に募集済ですが、中国は年間で募集中です。

### 事業実施期間

2026年7月中～2027年3月31日（予定）

実施国・地域により事業実施期間が異なります。詳細は「6.各地域募集内容詳細」を参照ください。

## 2. 出品要件

### ◆本事業の主な対象者

- ・ 自社が取り扱う日本産食品の輸出先開拓、輸出拡大を希望されている方
- ・ 自社および自社製品を海外バイヤーに広く紹介し、輸出先開拓、拡大を希望されている方
- ・ 商談（オンライン、対面）参加を通じて、海外バイヤーとの商談参加を希望されている方
- ・ 新たな市場の開拓を目指している方

### ◆出品要件

1. 現地の輸入規制や検疫条件に照らして、出品物が現地で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること（消費者訴求の観点から「日本生産」であることが望ましい）。

（ご参考）

- ・ ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」  
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>
- ・ 海外の食品規則チェックサイト OMARS  
<https://export-regulations.maff.go.jp/>

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 事業参加後も海外からの引き合いに対して、必要に応じ日本語以外の言語に対応可能な担当者があること。
5. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、バイヤーの求めがあった場合やオンライン商談時には、バイヤーに提示できること。
6. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為に行うアンケート等に協力すること。
7. オンライン会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、会場との通信に支障をきたさないこと。
8. 募集要項等の内容、条件に同意していること。

#### 【輸出に関する規制関連のお問合せ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

## 3. お申し込み・出品の流れ

### ◆お申し込み・出品の流れ

#### STEP1

#### お客様情報の入力

本募集要項をご一読いただき、応募条件を満たすことを確認ください。  
以下URLより登録をお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0093756G>



#### STEP2

#### Japan Street商品登録情報の修正・追加登録

この度新たにJapan Streetへご登録いただく事業者様は、  
STEP 1 の完了日から3営業日以降に、STEP2~3へお進みください。

出品を希望される貴社商品を登録・修正ください。

<サプライヤーマイページ(e-Venue)>

[https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS\\_c/Default?language=ja](https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS_c/Default?language=ja)

<サプライヤーマイページ(e-Venue)利用の手引き>

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/services/japan\\_street/pdf/userguide\\_e-Venue\\_20260115.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/japan_street/pdf/userguide_e-Venue_20260115.pdf)

#### STEP3

#### 参加地域へのお申込み

STEP2で登録・修正された商品は即時に反映されます。マイページから出品を希望される商品のIDをご確認ください。

各地域の申込みフォームは、STEP1登録後の自動応答メールにてお送りします。参加を希望される地域を選択後、商品IDと共に必要な情報を記入ください。



ジェットロによる審査、審査結果通知  
※審査の結果出品商品が一部制限される場合があります

#### STEP4

#### 事業詳細に係る調整

ジェットロによる審査の結果、採択者様には各地域の担当者およびジェットロの業務委託先より、事業詳細のご案内やバイヤーとのマッチングに係る追加情報についてご連絡します。

## 4. 募集スケジュール（5月期募集）

STEP1 (お客様情報の登録)	STEP2 (Japan Streetへの商品登録)	STEP3 (参加地域への申込み)
5月11日（月） ～6月1日（月）※募集延長	～6月3日（水）※募集延長	～6月8日（月）

※ 5月期の募集国・地域は、本募集要項P3を参照ください。なお、複数の国・地域を同時募集してはいますが、貴社ご関心の国・地域単位での応募になります。

※ 募集定員に達した場合、募集期間内でも途中締切の場合があります。あらかじめご承知おきのうえ、お早めにお申し込みください。

※ 東南アジアのタイなど、その他地域は6月期以降に募集開始予定です。

※ 中国、北米は4月期に募集済ですが、中国は通年で募集中ですので、ご関心のかたはジェットロまでご連絡・ご相談ください。

## 5. 費用負担・輸送・商談における留意点

### ◆費用負担

#### ➤ 主催者(ジェットロ)による負担内容

- ・ 商談会及びサンプル輸送に係る経費（会場費、オンライン商談の通訳費）
- ・ バイヤー来場アレンジ費
- ・ 商品サンプル保管費
- ・ 現地指定倉庫到着後以降の輸送費等

#### ➤ 出品者による負担内容

- ・ 商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）
- ・ 食品サンプル費、**現地指定倉庫までのサンプル輸送費（※）**
- ・ 輸出に係る必要書類（日本で取得する衛生証明書、検疫証明書等）発行に係る費用
- ・ その他上記「主催者(ジェットロ)の負担」に定める以外の全ての経費

※詳細は各地域の募集要項を参照ください。

### ◆輸送における留意点

- ・ 参加される各地域で、輸送できる商品サンプルの温度帯が定められています。
- ・ 提供された商品サンプルの返却はできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 輸送中の事故等で商品サンプルが現地指定倉庫に届かなかった場合でも、サンプル費用およびサンプル輸送費用等の返還、補償はできませんのであらかじめご了承ください（輸送等に係る保険の付保は出品者自身でお願いします）。
- ・ 輸送された商品サンプルは、オンライン商談を希望する企業に優先的に提供するなど、本事業にて有効活用します。また賞味期限切れとなった場合は順次廃棄します。
- ・ その他詳細は、各地域募集要項をご確認ください。

### ◆商談における留意点

- ・ 海外バイヤーが関心を示さない場合は、商談をセットできない場合もあります。
- ・ 商談設定後に自己都合で商談をキャンセルされた場合、原則としてその後2年間、ジェットロ事業の選考で減点対象となりますのでご注意ください。
- ・ 海外バイヤーの都合で商談がキャンセルの場合、事業者の意向を踏まえ、再度商談セットを試みます。
- ・ 同一バイヤーとの**商談手配は1回のみ**です。商談後のバイヤーとのやり取りは、当事者間で直接行なっていただくこととなります。

## 6. 地域別募集内容

### (1) 香港

#### 事業概要

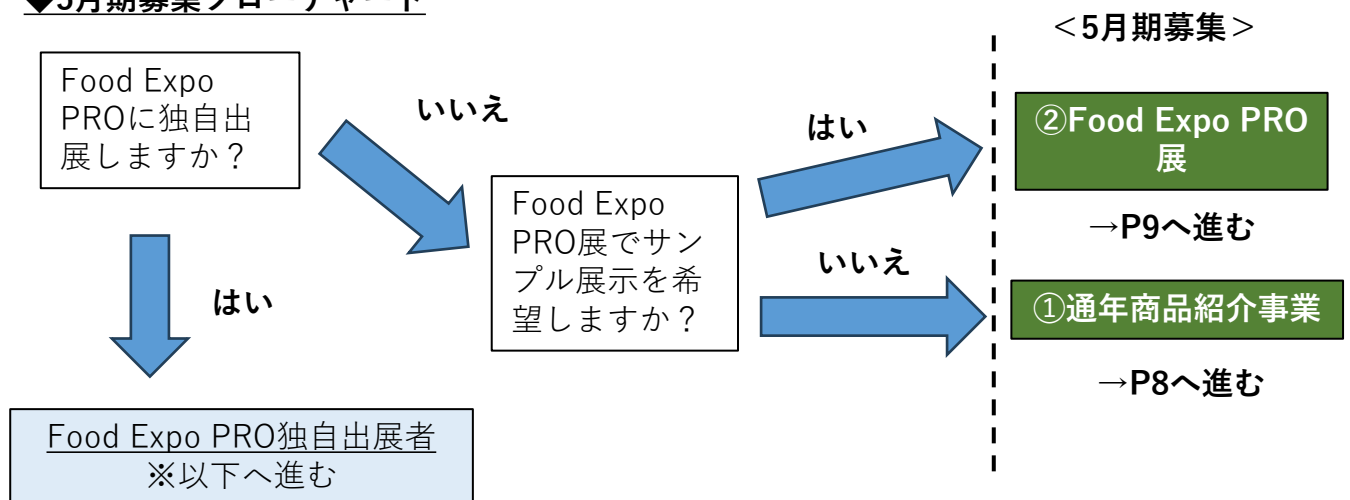
**!** 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

#### ◆年間スケジュール

今年度香港では、オンライン上の通年商品紹介事業と、Food Expo PRO展およびジェットロ主催商談会（2回実施予定）の計3回の企画イベントを実施予定です。今回の5月期募集では、WEBカタログ展およびFood Expo PRO展の募集を行います。

- ①5月期募集：通年商品紹介事業（通年：2026年7月頃～2027年3月）
- ②5月期募集：Food Expo PRO展（企画イベント：2026年8月13日～15日）
- ③7月頃募集：第1回ジェットロ主催商談会（企画イベント：2026年10月頃）
- ④7月頃募集：第2回ジェットロ主催商談会（企画イベント：2026年12月頃）

#### ◆5月期募集フローチャート



#### ※Food Expo PRO独自出展者へのご案内

Food Expo PRO出展企業（香港貿易発展局（主催者）に直接申込をし、出展が決定している企業）も「通年商品紹介事業」（P8）へ申し込みいただけます。申し込みいただくことで、会期終了後も、サンプルをジェットロ委託事業者の倉庫で保管し、WEBカタログを用いて継続した商品PRの機会を提供します。サンプルは会期最終日にご提供ください。

「通年商品紹介事業」へ申し込みいただけましたら、Food Expo PROにて、次のサービスを提供予定です。

#### ①企業商品情報の事前案内・マッチング

出展企業情報をまとめたWEBカタログを作成し、会期前にバイヤーに案内し、来場を誘致します。

バイヤーから商談希望があった際は、会場で商談いただけるよう事前にお繋ぎします。

#### ②会場内でバイヤーをブースへ誘導

会場内のジェットロブースにてWEBカタログを展示し、来場バイヤーに紹介します。

関心を持ったバイヤーを会場内の企業ブースにご案内します。

#### ③Food Expo PRO期間終了後、商品の継続展示

Food Expo PROの期間終了後も、サンプルをジェットロ委託事業者の倉庫で保管し、WEBカタログを用いて 継続した商品PRの機会を提供します。

## 6. 地域別募集内容

### (1) 香港①

## 通年商品紹介

### ◆対象企業

- ・ Food Expo PROに独自出展する企業
- ・ 「冷蔵」あるいは「冷凍」商品の紹介を希望する企業 等

### ◆基本情報

場所：WEBカタログ展示

期間：2026年7月～2027年3月

参加バイヤー：香港・マカオにおける食品輸入事業者、有力小売店、卸売業、業界団体等

### ◆スケジュール〈5月期募集〉

5月11日 募集開始 (STEP1～STEP3)

6月下旬 採択通知

7月上旬 サンプル輸送について案内、輸送開始

7月上旬 WEBカタログを作成し、バイヤーに紹介

8月上旬 サンプル香港着、翌年3月まで委託事業者倉庫で保管

8月13日～15日 香港Food Expo PRO会場にて紹介 (※サンプル展示はしません。)

8月16日～3月 バイヤーの希望に応じてサンプルを提供

### ◆対象商品

- ・ 食品全般 (常温・冷蔵・冷凍)

※一定期間のサンプル展示に向かない商品 (鶏卵、畜産物、水産物、青果物等) は、WEBカタログへの掲載のみで、サンプルをご提供いただく必要はありません。

※現物サンプル展示はなく、委託事業者倉庫で保管

#### (有望商品)

- ・ 酒類 ・ 飲料 ・ 調味料類 ・ 鶏卵、畜産物、水産物、青果物等
- ・ 即席食品 (レトルト食品、冷凍食品等のReady to Eat商品)
- ・ 香港未発売商品や新技術など、「新しさ」をPRできる商品 (カテゴリは問わない)

### ◆特徴

#### ①WEBカタログを用いた継続支援の実施

ジェットロがWEBカタログを用いてバイヤーに随時商品情報を紹介します。サンプルをお預かりしている場合は、バイヤーの希望に応じてサンプルをバイヤーへ送付します。

#### ②企画イベントでの紹介

Food Expo PRO展およびジェットロ主催商談会の会場内のジェットロブースにて、ジェットロスタッフがWEBカタログを用いて来場バイヤーに商品をご紹介します。

### ◆募集企業数

40社程度

### ◆商品数

STEP2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、1社当たり最大3商品まで

### ◆留意点

- ・ 常温の商品であって、「Food Expo PRO展」でのサンプル展示をご希望の場合は、同時募集中の①「Food Expo PRO展」にお申し込みください。
- ・ 香港の輸入規制を事前にご確認ください。詳細は「香港の輸入規制」をご確認ください。

## 6. 地域別募集内容

### (1) 香港②

## Food Expo PRO展

### ◆対象企業

Food Expo PROに独自出展はしないが、会場でのジェットロによる商品紹介を希望する企業

※公平性の観点から、出品者渡航によるジェットロブース内でのPRはご遠慮いただきます。

### ◆基本情報

場所：Food Expo PRO会場内ジェットロブース／WEBカタログ紹介

期間：2026年8月13日（木）～15日（土）/8月16日以降はジェットロ委託事業者倉庫で保管

参加バイヤー：香港Food Expo PRO来場バイヤー

（香港及び周辺国・地域の食品輸入事業者、有力小売店、卸売企業、業界団体等）

### ◆スケジュール〈5月期募集〉

5月11日 募集開始（STEP1～STEP3）

6月下旬 採択通知

7月上旬 サンプル輸送について案内、輸送開始

7月上旬 WEBカタログを作成し、バイヤーに事前紹介、来場誘致

8月13日～15日 香港Food Expo PRO会場にて紹介

8月16日以降 委託事業者倉庫で保管し、バイヤーの希望に応じてサンプルを提供

### ◆対象商品

食品全般（**常温のみ**）※商品によってはサンプルをお預かりできない場合があります。

#### （有望商品）

- ・香港でこれまでに販売されていない／継続的に販売されていない商品
- ・商品の特徴が消費者に伝わるよう、パッケージ等に工夫がされている商品
- ・有機食品、健康に配慮した食品、機能性食品、Ready to Eat（即席食品）等

### ◆特徴

#### ①香港Food Expo PRO会場での紹介

- ・アジア最大級の総合食品見本市「Food Expo PRO 2026」にジェットロブースを出展します。
- ・会場内のジェットロブースにて、ジェットロスタッフが来場バイヤーに商品をご紹介します。
- ・バイヤーの希望に応じて、後日オンライン商談をセットさせていただきます。

#### ②会期前後でのPR

- ・商品情報をまとめたカタログを作成。会期前にバイヤーに案内し、来場を誘致します。
- ・会期終了後も、サンプルを委託事業者倉庫で保管し、WEBカタログを用いて継続した商品PRの機会を提供します。

### ◆募集企業数

40社程度（Food Expo PROに独自で出展をしない企業）

※出展企業が多い場合、全ての商品を会場に展示できない可能性がある点を予めご了承ください。

なお、WEBカタログには全ての商品を登録していただきます。

### ◆商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、1社当たり最大3商品まで

## 6. 地域別募集内容 (1) 香港 共通事項

### サンプル輸送方法

 **香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。**

#### ◆サンプル輸送方法

- ・サンプル輸送の手続きは、出品者確定後にジェットロが委託する事業者よりご案内します。
- ・輸送の方法は次の4つのパターンからご選択いただく予定です。

##### **A：香港までの通関・輸送をジェットロ委託事業者に依頼する場合**

国内指定倉庫あてにサンプルを輸送いただきます。  
国内指定倉庫から香港までの通関・輸送はジェットロが委託する事業者が対応します。  
ジェットロが委託する事業者が輸入者となります。

##### **B：香港までの通関・輸送を出品者自身で手配し、ジェットロ委託事業者を輸入者とする場合**

香港内の指定倉庫あてに、ジェットロ委託事業者を輸入者として、  
ご自身でサンプルを通関・輸送いただきます。

##### **C：香港までの通関・輸送を出品者自身で手配し、貴社指定事業者を輸入者とする場合**

香港内の指定倉庫あてに、貴社指定事業者を輸入者として、  
ご自身でサンプルを通関・輸送いただきます。

##### **D：貴社指定事業者等がハンドキャリーにより展示会場まで運ぶ場合**

ハンドキャリーによりサンプルを香港に持ち込む場合は、  
香港政府食物環境衛生署（FEHD）に届け出を行っていただく必要がございます。

#### ◆請求方法（AまたはBの場合）

発生する費用に関しては、出品者採択後、ジェットロが委託する事業者より、ご負担いただく費用の見積額を出品者にお知らせします。発生費用は、ジェットロが委託する事業者から出品者へ直接請求いたします。

#### ◆留意点

輸入ライセンスが必要な品目については、原則EMSで輸送いただくことができません。  
ジェットロが委託する事業者に通関・輸送を依頼いただくか（パターンA）、自社で通関・輸送を行う（パターンC）場合のみ、サンプル輸送受付可能です。  
輸送が難しい場合は、サンプルは送付せず、カタログ紹介事業のみをお勧めいたします。

※輸入ライセンスが必要な商品：

牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、アルコール度数30%以上の酒類

## 6. 地域別募集内容 (1) 香港 共通事項

### 主な費用負担内訳

 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

#### ◆費用負担内訳

##### ジェットロの負担：

- ・サンプル展示の設置・運営・商談アレンジ・オンライン商談の通訳に係る経費
- ・商談会の運営に係る経費（会場費、バイヤー来場アレンジ）
- ・香港内のサンプル保管費
- ・香港内のサンプル輸送費（ジェットロ委託事業者の指定倉庫からジェットロの指定場所まで）

##### 出品者の負担：

- ・食品サンプル費（出品する食品サンプル代）
- ・出品者から、ジェットロ委託事業者が指定する香港内の指定倉庫までの輸送費
- ・通関・輸送に必要な登録・証明書発行等に係る費用およびその郵送料、通信費
- ・物品税（対象品目のみ）
- ・梱包などの資材費及びその作業料
- ・輸送貨物に対する保険料
- ・ジェットロ委託事業者が、出品者からの依頼に応じて作成・取得する書類に係る費用
- ・輸入代行費用（ジェットロ委託事業者に輸入代行業務を依頼する場合）

#### ◆留意点

- ・出品者負担費用の目安は、ご参考としてP12「主な出品者負担費用の目安」に記載しております。
- ・輸送費のお支払いは、ジェットロが委託する事業者への国内振込となります。
- ・出品者負担費用の目安は、過去の実績および香港の複数の事業者による参考見積価格をもとにジェットロが試算したものです。今後、変更の可能性がございます。最終的な金額は、採択通知後にジェットロが委託する事業者よりお知らせします。

#### (参考) 費用負担早見表

	①国際輸送料	②取扱い手数料	③動物検疫検査料	④輸入ライセンス取得代行手数料	⑤物品税
パターンA	○	○		△	
パターンB	—	○		△	
パターンC	—	—		△ (※ジェットロが委託する事業者を介さない)	
パターンD	—	—		△ (※ジェットロが委託する事業者を介さない)	

○必須 △対象商品が該当すれば必要 —不要

※③対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵

※④対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、  
アルコール度数30%以上の酒類

※⑤対象商品：アルコール度数30%以上の酒類

## 6. 地域別募集内容 (1) 香港 共通事項

### 主な出品者負担費用の目安

 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

#### (参考) 出品者負担費用の目安

##### ①国際輸送料

常温：JPY 1,800/kg 程度 (最低引受重量：10kg)  
冷蔵：JPY 2,300/kg 程度 (最低引受重量：10kg)  
冷凍：JPY 2,500/kg 程度 (最低引受重量：10kg)

※輸送区間：国内指定倉庫～香港内の指定倉庫

※出品者から国内指定倉庫までの輸送費は出品者の負担となります。

※冷蔵/冷凍品の貨物重量は空港で追加される蓄冷剤、ドライアイスの重さも含まれます。

※最低引受重量は、企業や商品ごとではなく、温度帯ごとに適用されます。

(例) 常温a商品、冷蔵b商品、冷蔵c商品を輸送する場合

→最低引受量は、常温：常温aで10kg、冷蔵：冷蔵b+cの合計で10kg

※A (香港までの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者へ依頼する場合) を  
選択された方は当該費用が発生します。

##### ②取扱い手数料 (輸入者代行)

JPY12,000/社 程度

※輸出入通関申告に必要な書類作成料も含まれます。

※A (香港までの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者へ依頼する場合) または  
B (香港までの通関・輸送を、出品者自身で手配し、ジェットロ委託事業者を  
輸入者とする場合) を選択された方は当該費用が発生します。

##### ③動物検疫検査料 (日本側)

JPY 22,000/商品 程度

※対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者へ依頼される場合で、対象商品を  
輸送される場合に当該費用が発生します。

##### ④輸入ライセンス取得代行手数料 (香港側)

JPY 24,000/商品 程度

※対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、  
アルコール度数30%以上の酒類

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者へ依頼される場合で、対象商品を  
輸送される場合に当該費用が発生します。

##### ⑤物品税 (アルコール度数30%以上の酒類)

1本当たりの輸入価格が200香港ドル以下は100%、200香港ドルを超える部分は10%  
(参考) [\(ジェットロ\) ビジネス短信 \(2024年10月24日\)](#)

※対象商品：アルコール度数30%以上の酒類

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者へ依頼される場合で、対象商品を  
輸送される場合に当該費用が発生します。

## 6. 地域別募集内容 (1) 香港 共通事項

### 香港の輸入規制

#### ◆香港の輸入規制

- ・ 指定施設等が定められている品目は、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。

(ご参考)

[証明書や施設認定の申請 \(農水省\)](#)

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i4/yusyutu\\_shinsei\\_asia.html#hongkong](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i4/yusyutu_shinsei_asia.html#hongkong)

- ・ 2023年8月24日以降、香港では10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）の以下製品について、輸入が禁止されています。規制対象商品でないことをご確認ください。

1. 水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）
2. 海塩
3. 海藻（加工品を含む）

(ご参考)

[ALPS処理水の海洋放出に伴い規制を強化した国・地域に関する情報 \(農水省\)](#)

[https://www.maff.go.jp/j/export/e-shorisui/kaiyou\\_houshutsu.html](https://www.maff.go.jp/j/export/e-shorisui/kaiyou_houshutsu.html)

- ・ ジェトロでは品目ごとに規制情報をまとめています。お申込み前にご確認ください。

(ご参考) [日本からの輸出に関する制度 \(ジェトロ\)](#)

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide/>

(ご参考) [農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム-カントリーレポート \(香港\) \(ジェトロ\)](#)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/agriportal/platform/hk/pf\\_hkg.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/hk/pf_hkg.pdf)

## 6. 地域別募集内容

### (2) 南西アジア（インド、ネパール、モルディブ、バングラデシュ）

## 事業概要

### ◆基本情報

- ・ 新興市場として南西アジア向け日本産食品の市場開拓を目指す企業のために、現地バイヤーとの商談や現地市場理解の機会を提供します。
- ・ 南西アジアでは、事業参加者が現地に渡航した形での対面商談会（ダッカはオンライン商談を併設）、事業参加者の商品情報を掲載した商品カタログによる商品紹介等を通じて、現地バイヤーとの商談機会を組成します。イベントの詳細は次ページ以降を確認ください。
- ・ 任意の現地渡航イベントに参加いただくことが可能ですが、後掲の④南西アジアGGWカタログ紹介事業に参加登録いただくことが参加条件となります。
- ・ 各地のイベントは連動してスケジュールを組みますので、効率的に複数のイベントに参加いただけます（9月下旬～10月上旬を予定）。
- ・ 各イベントに参加するバイヤーは、各地の食品輸入事業者、卸売企業、飲食業関係者、業界団体等です。

### ◆参加方法（詳細は各事業募集ページをご覧ください）

#### ① Hotel Asia（モルディブ（フルマレ））

→展示会への出展となり、原則として現地渡航が前提となります。

#### ② 日本産食品紹介・商談会（バングラディッシュ（ダッカ））

→現地でのリアル参加と、日本からのオンライン参加両方を募集します。

#### ③ 日本産食品商談会（インド・ネパール）

→原則として現地渡航が前提となります。一方のみの参加も可能。

→ムンバイでの事業は大型イベント開催に合わせた12月を予定。

#### ④ カタログ、商品サンプルによる商品紹介（各地域）

→通年でカタログを使った商品紹介を南西アジア全域で行います。

商品情報だけでも可能ですが、商品サンプルがあると商談に繋がりやすい傾向があります。

→1、2、3のいずれかに参加を希望される方は、本カタログ紹介登録が必須となります。

## 6. 地域別募集内容

### (2) 南西アジア（インド、ネパール、モルディブ、バングラデシュ）

#### ① Hotel Asia展（モルディブ）

※2026年5月募集時点での情報です。今後内容に変更がある可能性があります。

##### ◆事業概要

南西アジアGGWカタログ紹介事業参加者の中から、現地に輸送または持ち込み可能な商品提供企業を対象に、モルディブ・フルマレで開催されるモルディブ最大の食品・観光関連見本市「Hotel Asia」にジェットロブースを設置し、商品プレゼンテーション・商談の機会を提供する予定です。同見本市には、食品や食器、ホテルの設備やインテリア分野を中心に300社以上が展示し、約50カ国からホテルの調達担当者などが来場します。モルディブは世界有数の国際観光地であるとともに、南西アジアでは有数の日本食集積地になっています。国内の各リゾートホテルには40店舗以上の日本食レストランがあり、高価格帯の商品でも潜在的な需要があります。

##### ◆モルディブ（フルマレ）

[場所] モルディブ（フルマレ）

[時期] 2026年9月28日～9月30日

[有望商品]

- 世界で人気のある日本食や海鮮料理（寿司、天ぷらなど）に活用できる食品、茶、菓子類など。
- リゾートホテルで展開される高級飲食店向け業務用食品
- アルコールや豚関連製品の見本市での展示は不可、カタログなどでの紹介は可能。
- なお、首都のマレ・フルマレを含むローカル島では、アルコールや豚関連製品の持ち込みが禁じられているが、許可を取得したリゾートホテルでは提供しています。

[参加内容]

- ジェットロブース（1コマ）を用意します。そこで現地参加者の商品を展示、商品紹介・商談をしていただくため現地参加が前提となります。

[参加方法]

STEP 3で参加の意思確認を行います。参加意思をされた方には、後日詳細情報をお送りします。

[2025年度の出展]

- 現地で出展した日本企業からのコメント：

日本文化や日本食の  
人気が高まる一方で、  
本格的な日本製品を  
入手しにくい地域だ  
からこそ、大きなビ  
ジネスチャンスを感じ  
た

- これまでに出展した他の海外見本市と比べると規模はコンパクトだが、業界の主要関係者が出展しており、商談・情報収集の密度・確度は随一だった。
- モルディブに加えて中東地域の代理店候補企業も発掘できた。
- モルディブは欧州からの観光客が多く、日常的に欧州の富裕層向けに料理を提供しているシェフから、自社商品へのフィードバックも得られた



2025年度ジェットロブースの様子



2025年度日本食輸入企業ブースの様子

## 6. 地域別募集内容

### (2) 南西アジア (インド、ネパール、モルディブ、バングラデシュ)

#### ②日本産食品紹介・商談会 (バングラデシュ)

※2026年5月時点での情報です。今後内容に変更がある可能性があります。

##### ◆日本産食品紹介・商談会 (バングラデシュ) の事業概要

- 南西アジアGGWカタログ紹介事業参加者の採択商品に加え、現地に輸送または持ち込み可能な商品を対象に、バングラデシュ・ダッカにおいて商品プレゼンテーションおよび商談会を行う予定です。
- 現地レストランやホテルと連携しイベントを企画・実施することで、商品の魅力や特徴を現地バイヤー・レストラン関係者にアピールします。**バングラデシュ市場に取り組む理由に、日・バングラデシュ経済連携協定 (EPA)** があります。2024年3月に交渉開始を決定し、2025年12月の大筋合意を経て、2026年2月6日に署名に至りました (効力発生時期は各国の国会承認後)。バングラデシュは戦略的要衝に位置する魅力的な成長市場です。バングラデシュにとって本協定は初のEPAであり、日本・バングラデシュ間の貿易の拡大を始めとする経済関係の強化等に資することが期待されます。
- バングラデシュ・ダッカにて、南アジアGGWカタログ紹介事業採択商品につき、展示・プロモーションを行う予定です。ダッカでは、輸入業者、現地レストラン、バングラデシュ政府関係者等を対象とした、日本食市場の拡大を目指した機会を提供します。現地レストランや在バングラデシュ日本大使館との連携を検討中です。

##### [開催場所]

バングラデシュ・ダッカ

##### [開催時期]

2026年10月5日 (月)、6日 (火)  
(Hotel Asiaの直後に開催予定)



2025年度日本産食品披露会の様子

##### [対象商品]

南西アジアGGW通年南西アジアGGWカタログ紹介事業採択商品

##### [有望商品]

- 世界で人気のある日本食 (寿司、ラーメン、天ぷらなど) に活用できる食品、菓子類
- フュージョン料理や現地ローカル食品への汎用性が高く、様々な食べ方提案ができる食品
- ハラール対応できる食品
- 飲食店向けの業務用食品
- 特徴や味付けがはっきりした食品
- アルコールや豚関連製品は不可



バングラデシュで食べられる日本料理の一例

##### [商品プレゼンテーションの内容 (予定)]

バングラデシュ (ダッカ) 日本産食品披露会

(日本企業から参加バイヤー向けに対面またはオンラインでプレゼンテーション、事前事後に商談組成) 日本企業より自社紹介および商品紹介のプレゼンテーション・試食、バイヤーからのコメント

##### [参加内容]

- 事業参加者の商品を展示、商品紹介・商談をしていただきますので、**現地参加を推奨**します。
- 当日オンラインによる商品説明・商談が可能な場合は、事業参加対象となります。
- 渡航企業対象にダッカ食品市場視察ツアーの開催を計画しています (渡航企業数により実施可否を判断)。

##### [参加方法]

STEP 3で参加の意思確認を行います。参加意思を示された方には、後日詳細情報をお送りします。詳細が決まり次第随時ご案内し、参加意向を伺います。なお、対面参加が望ましいためインド、ネパール、モルディブ企画展の開催日近くで実施日を検討中です。

##### [2025年度の成果 (初開催)]

- 日本企業 (プレゼンテーションを実施) : 7社 (対面参加2社、オンライン参加5社)  
品目: わさび、抹茶、米菓、豆加工品、抹茶カステラ、ソース、ハラールサプリ
- 日本企業 (サンプル提供) : 26社  
品目: 乾麺 (うどん、パスタ、そうめん)、調味料 (醤油、すし酢、味噌、油)、飲料 (果汁ジュース)、だし、サプリメント、抹茶、菓子
- バングラデシュバイヤー: 11社 (輸入業者5社、日本食レストラン3社、小売店2社、ホテル1社)
- 商談数: 19件

## 6. 地域別募集内容

### (2) 南西アジア（インド、ネパール、モルディブ、バングラデシュ）

#### ③日本産食品商談会（インド、ネパール）

※2026年5月時点での情報です。今後内容に変更がある可能性があります。

##### ◆日本産食品商談会（インド、ネパール）の事業概要

- ・南西アジアGGWカタログ紹介事業で登録いただいた商品に加え、現地に輸送または持ち込み可能な商品を対象に、インド国内（主にムンバイを想定）および新たに周辺地域（主にカトマンズを想定）にて商品プロモーションを行う予定です。
- ・現地レストランや食品展示会を活用しながらイベントを企画・実施することで、商品の魅力や特徴を現地バイヤー・レストラン関係者にアピールします。
- ・インドについては、2026年12月（予定）にムンバイにおいて大型食品関連イベントに合わせて・市場調査ミッションを開催します。上記ミッションでは、現地レストランのシェフにサンプル商品を用いたメニューを開発いただき、試食提供を依頼するイベントを開催します。
- ・インドの輸入業者は価格重視の商品選定をする傾向にありますが、現地シェフと協力しインド人が食べやすいメニュー開発やその試食イベントを実施することで、新しい日本食材の魅力を伝え、インドへの輸入のきっかけとすることを狙いとしています。
- ・ネパールについても、新たに現地集合型商談・市場調査ミッションを予定しています。

##### ◆開催都市（予定含む）

インド国内都市（主にムンバイを想定）及びネパール（カトマンズ）

###### [時期]

2026年10月上旬 インド国内都市

2026年10月上旬～中旬 ネパール（カトマンズ）

2026年12月頃 インド（ムンバイ）（予定）

###### [対象商品]

南西アジアGGWカタログ紹介事業採択商品

###### [有望商品]

- ・飲食店向けの業務用食品。  
業務利用可能な小売向け食材を含む。
- ・ベジタリアン対応商品（乳製品を含むラクトベジタリアン対応商品を含む）であること。
- ・健康志向に対応できる食品（免疫向上、低糖質、減塩等。ただし、サプリメント、医薬品は対象外とする）であること。
- ・特徴や味付けがはっきりした食品であり、差別化が可能な食品であること。

###### [参加方法]

STEP 3 で参加の意思確認を行います。参加意思を示された方には、後日詳細情報をお送りします。



2025年度 試食イベント  
調理されたフュージョン料理  
(インド)



2025年度 現地バイヤーとなる  
OEM企業との商談会  
(インド)



2025年度 現地輸入業者との  
商談 (インド)

## 6. 地域別募集内容

### (2) 南西アジア（インド、ネパール、モルディブ、バングラデシュ）

#### ④カタログ、商品サンプルによる商品紹介（南アジア共通）

##### 基本情報

【期間】カタログ紹介：2026年8月～2026年12月頃

【参加バイヤー】南西アジア地域における食品輸入事業者、卸売企業、飲食業関係者、業界団体等

##### スケジュール

7月初旬 出品者確定

8月以降 カタログをバイヤーへ紹介、バイヤーが関心を示した商品のオンライン商談組成、または事業者の渡航時期に合わせた商談を実施

##### 対象商品

事業実施地域への商品輸送（国際郵便等）、持ち込みが可能な加工食材全般を対象とする。（例：調味料、水産物、業務用加工食品、インスタント・半調理済食品、菓子、ベジタリアン対応食品など）

※南西アジアでは日本産食材の小売需要が現時点では限定的なため、業務用食品を優先的に選定対象とする。ただし、業務用食品には、レストランおよびホテル等向けの小ロット需要を想定した商品を含むものとし、小売向け食品全般を一律に排除する趣旨ではない。

※製造日から1年以上の消費期限を有する商品であること。

※オンライン商談後にサンプル送付する場合は常温保存が可能であること。気温が50度以上となる環境下においても品質劣化や腐敗の恐れがないこと。

##### 対象要件

事業者として海外輸出実績を有し、英語表示対応はじめ各国輸入規制に対応できるノウハウを有すること。

※食肉関連（牛、豚、鶏等）については日印間のルール上輸入不可のため対象外。

※規制に関する参考情報は[こちら（インド）](#)

##### 有望商品

- ・飲食店向けの業務用食品。業務利用可能な小売向け食材を含む。
- ・インド・ネパール向けについてはベジタリアン対応商品（乳製品を含むラクトベジタリアン対応商品を含む）であること、バングラデシュ・モルディブ向けについてはハラール対応可能である旨を表示できる食品であること。
- ・健康志向に対応できる食品（免疫向上、低糖質、減塩等。ただしサプリメント、医薬品は対象外とする）であること。
- ・特徴や味付けがはっきりした食品であり、差別化が可能な食品であること。

##### 特徴

- ・南西アジア全域において遠方のバイヤーにアプローチするため、カタログを作成します。
- ・関心を示したバイヤーに情報提供を行うことで、商談参加を呼びかけます。※必要に応じて国際小包その他の手段でサンプル品の提供をお願いする場合があります。

##### 募集企業数

60社程度

##### カタログ掲載商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、最大1商品まで



2025年度 試食イベント調理の様子  
（インド）

## 6. 地域別募集内容

### (3) 欧州1（フランス、ポルトガル、ベルギー、ハンガリー）

## 通年商品紹介

**!** パリへの商品輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

### ◆通年商品紹介について

- ・ 本事業参加企業と対象商品を通年にわたり現地バイヤーに紹介します。具体的には、ジェットロ招待バイヤー専用オンラインカタログ（Japan Street※）を活用して対象商品のカタログを作成し、フランス・EU域内のバイヤー向けに紹介し、その後のオンライン商談および対面商談を組成します。
- ・ 対象商品カタログでの情報発信のほか、貴社から商品サンプルを提供、現地送付いただければ、同商品も活用して商談組成を図ります。

<商品サンプルの手配・輸送について>

- ※ 対象商品カタログだけでなく、実際の商品（商品サンプル）があると、その後のオンライン商談、対面商談に繋げやすくなるため、ぜひ商品サンプルの提供と現地への送付をご検討ください。
- ※ 貴社（出品者）から商品サンプルをご提供いただく場合は、現地（パリ）までの輸送手配および経費は出品者負担となります。
- ※ 貴社にて商品サンプルの提供・現地送付をいただく場合は、以下の条件を満たす必要があります。
  - ① 欧州域内に既に商品サンプルがあり、フランス国内ジェットロ指定倉庫までの輸送手配・輸送費負担が貴社にて可能なこと。
  - ② 日本からの輸送の場合、フランス国内ジェットロ指定倉庫までの輸送手配（通関含む）・輸送費負担が貴社にて可能なこと。
- ※ 貴社から提供・現地送付された商品サンプルは、ジェットロにてパリ市内又は周辺都市にてサンプルの受領・保管を行い、その後は現地バイヤーの求めに応じて域内発送等を行います。

**実施期間** : 2026年7月～2027年2月（予定）

**スケジュール** : 6月下旬 採択通知  
7月～2月 事業実施

**募集企業数** : 100社程度

**対象商品** : ・アルコール飲料可  
・ EU HACCPなど輸入規制や検疫条件等に合致したもの  
・ 常温品（冷蔵及び冷凍は原則※不可）※既に欧州に在庫がある商品は例外的に可。

**提案商品数** : 応募時のSTEP2でご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで

**参加バイヤー（予定）** : フランス・EUにおける食品輸入事業者、小売店、卸売企業、外食事業者等


### 留意点

- ※ 指定施設等が定められている品目は、輸出条件をクリアした商品であることをご確認ください。
- ※ 商品輸送については、ジェットロによる取りまとめは実施しませんが、パリ市内又は周辺地域でのサンプルの保管を実施します。このため本事業応募・登録時に、サンプル手配予定の有無、サンプル手配の時期及び量等を登録ください。（輸送に必要な経費は出品者負担となります）

## 6. 地域別募集内容

### (3) 欧州1（フランス、ポルトガル、ベルギー、ハンガリー）

#### 商談会

 **パリへの商品輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。**

#### ◆欧州域内での商談会開催

- ・ ジェトロが商談会を主催し、在欧インポーター、レストラン、小売店等のバイヤー向けに商品を紹介する商談会を設けます。
- ・ 商談会は、フランス国内のほか、ポルトガル、ベルギー、ハンガリーでも実施予定です。
- ・ ベルギー、ハンガリーでの商談会は、欧州での大型見本市「Sial Paris（パリ）」「Sirha（リヨン）」の前後で実施予定のため、同見本市に出展・視察される方は合わせてご検討ください。

#### 実施候補地域と時期（予定。実際の開催都市及び規模は調整中。）

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| (1) ベルギー・ブリュッセル     | 2026年10月（SIAL Paris 2026※前後） |
| (2) フランス・パリ         | 2026年11月                     |
| (3) ポルトガル・リスボン及びポルト | 2026年11月                     |
| (4) ハンガリー・ブダペスト     | 2027年 1月（Sirha 2027※前後）      |

※「SIAL Paris 2026」：2026年10月17日～21日

「Sirha 2027」：2027年1月21日～25日

#### 参加バイヤー（予定）

フランス・EUにおける食品輸入事業者、小売店、卸売企業、外食事業者等

#### 参加形態

##### ①現地渡航による参加

商品を用意のうえで現地へ渡航し、現地での商談会に参加いただく方法です。

現地にてバイヤーと対面での商談を行っていただきます。

※定員：10社～20社程度（予定）

##### ②商品サンプル参加（常温品のみ）

現地への渡航を伴わず、商品サンプルのみの提供により参加いただく方法です。

商談会当日に商品サンプルを展示紹介し、バイヤーから関心があった場合は、後日オンラインにて商談を実施します。なお、貴社から提供されたサンプルは現地での商談にて使用するとともに、その後の商談会やジェトロパリ事務所内でのバイヤーへの商品紹介等に使用いたします。

※ 本商談会への対面又はオンラインでの参加については、実施の3か月前までに会場・規模等の詳細を出品者に示したうえで募集を開始し、2か月前までに採択します。

## 6. 地域別募集内容

### (3) 欧州1：フランス、ポルトガル、ベルギー、ハンガリー

#### スケジュール

**!** パリへの商品輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

#### ◆募集スケジュール（予定）

6月下旬 採択通知  
7月～2月 事業期間

#### ◇申込の手順とスケジュール目安

①本募集（5月期）へのお申込み →採択後は「事業内容1:通年商品紹介事業」の対象になります。

②欧州域内での商談会への参加形態の確認

（1 渡航参加希望、2 渡航しないが参加希望、3 参加を希望しない）

※ ②欧州域内での商談会への参加形態の確認は、応募時点での状況を回答ください。あくまで応募時点での意向確認であり、参加を確約するものではありません。

↓

「事業内容1：通年商品紹介事業」参加に係る審査、採択（6月下旬）

↓

「事業内容2：欧州域内での商談会」に係る日程・規模・会場等の詳細のご案内（各商談会3か月前）  
参加希望者の確認

- ・ベルギー（ブリュッセル）：7月詳細案内 ⇒ 10月開催
- ・フランス（パリ）：8月詳細案内 ⇒ 11月開催
- ・ポルトガル（リスボン）：8月詳細案内 ⇒ 11月開催
- ・ハンガリー（ブタペスト）：10月詳細案内 ⇒ 1月開催

↓

「事業内容2：欧州域内での商談会」参加に係る審査、採択（各商談会2か月前）

## 6. 地域別募集内容 (4) 欧州2：英国（ロンドン）

### 通年商品紹介・商談

**！ ロンドンへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。**

#### ◆基本情報

期間：2026年9月25日（金）、26日（土）

設置会場：Drink Japan 2026 (<https://drinkjapan.uk>)

参加バイヤー：英国における輸入事業者、小売店、ホテル・レストラン・バー事業者等  
(Drink Japan 2026での展示後にも個別バイヤーへの商品紹介を予定)

#### ◆スケジュール（予定）

7月中旬 採択通知

8月 国内倉庫への納品、輸送  
(カタログ出展のみの商品は輸送しません。)

9月～10月 Drink Japan 2026および個別バイヤーへの商品紹介



昨年のDrink Japan会場風景

#### ◆対象商品（以下の全てを満たすこと）

- ・賞味期限1年以上の食品・飲料、アルコール飲料
- ・EU HACCPなど輸入規制や検疫条件等に合致したもの（※）
- ・輸出価格（見込でも可）を開示できるもの
- ・常温品・冷凍品・冷蔵品（※）

※検疫・衛生証明書を必要とする商品、冷凍品、冷蔵品はカタログ出展のみ。

#### ◆有望商品

Drink Japan 2026には、日本酒、焼酎、ウイスキー等の酒蔵やメーカー自らによる出展が多く見込まれます。ジェットロによる出展では、それらの出展とは異なる特徴付けで、来場するホテル・レストラン・バー事業者等に興味を持たれる商品を展示したいと考えており、以下のような食品・飲料を展示用として優先採択します（Drink Japan 2026での展示数は最大40商品を予定）。

- ・アルコール飲料のおつまみ・肴となるようなスナック類、加工食品
- ・カクテルの副材料となるシロップ、コーディアル
- ・日本的な素材を用いたカクテル用のスピリッツ・リキュール
- ・ノンアルコール飲料、ソフトドリンク
- ・アルコール飲料でも小容量の商品

#### ◆特徴

##### ①来場者向けサンプル試食・試飲の提供

- ・Drink Japan 2026来場者へのサンプルの試食・試飲機会を提供予定であり、商品の魅力を最大限に発信できる場を創出します。Drink Japan 2026での展示後も個別バイヤーへの商品紹介をします。

##### ②現地バイヤーとの商談

- ・カタログやサンプルの試食・試飲で商品に関心を持ったバイヤーとオンライン商談を設定します。

##### ③展示終了後のフィードバック実施

- ・商談がセットできない場合でも①で取得したコメントをフィードバックいたします。

#### ◆募集企業数

100社程度

#### ◆提案商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで

#### ◆留意点

・輸出入手続、通関及びロンドンまでの輸送に係る実費相当分として、1社当たり12～40万円程度（予定。輸送価格の変動等により変更する場合がございます。）の輸送関係経費の負担をいただきます。ただし、実際の輸送品目、サンプル量等により税金額も異なりますので、各事業者ごとにご負担いただく費用が異なります。詳細につきましては、必要サンプル量とともに別途ご連絡をさせていただきます。

・商品輸送の案内につきましては、出品者確定後に輸送業者より案内いたしますので、輸送業者が指定する国内指定倉庫まで商品輸送をお願いいたします。送付可能な商品量については、カタログにするのかも含め、お申込み状況等も踏まえ、個別に相談いたします。

・指定施設等が定められている品目は、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。

<https://www.ietro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/>

## 6. 地域別募集内容

### (4) 欧州2：スウェーデン（ストックホルム）、フィンランド（ヘルシンキ）

## 通年商品紹介・商談

**！** ロンドンへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

#### ◆基本情報

期間：ストックホルム 2026年10月頃（うち3週間程度）  
ヘルシンキ 2027年1月～2月（うち2週間程度）  
設置会場：ストックホルム市内、ヘルシンキ市内  
参加バイヤー：スウェーデン、フィンランド、ノルウェー等  
近隣国における食品輸入・卸売業者等

#### ◆スケジュール（予定）

7月中旬 採択通知  
8月 国内倉庫への納品、輸送  
（カタログ出展のみの商品は輸送しません。）  
10月以降 ショールームオープン（ストックホルム）  
1月以降 ショールームオープン（ヘルシンキ）

#### ◆対象商品（以下の全てを満たすこと）

- ・賞味期限1年以上の食品・飲料、アルコール飲料（※1）
- ・EU HACCPなど輸入規制や検疫条件等に合致したもの（※2）
- ・輸出価格（見込でも可）を開示できるもの
- ・常温品、冷凍品、冷蔵品（※2）

※1 アルコール飲料はストックホルムではカタログ出展のみ。

※2 検疫・衛生証明書を必要とする商品、冷凍品、冷蔵品はカタログ出展のみ。

#### ◆有望商品

- ・菓子類全般（和菓子（餅、羊羹）、抹茶・ほうじ茶・桜・ゆず等の日本らしい風味の菓子、ゼリー、スナック類、クッキー）、代替肉、ヴィーガン・グルテンフリー食品
- ・コメ・コメ加工品・米粉商品、ラーメン関連商品、こんにゃく関連商品、高野豆腐、麩
- ・海藻類（味付け海苔、おにぎり用海苔等）、ふりかけ
- ・調味料全般（醤油、たまり醤油、味噌、酢、日本風味（ゆず、山椒、わさび等）の調味料）
- ・果汁・ジュース（ゆず、すだち、じゃばら等）、ゆずの砂糖漬け・ジャム、桜をあしらった食品
- ・茶（抹茶、希釈用抹茶ベース、煎茶、ほうじ茶、柚子茶、桜茶等）
- ・ノンアルコール飲料（梅酒風味、甘酒等）、ソフトドリンク（ラムネ飲料等）
- ・アルコール8%以下の発酵酒、クラフト系アルコール飲料
- ・レストラン向け業務用商品

#### ◆特徴

##### ①来場者向けサンプル試食・試飲の提供

・バイヤーを会場に招待しサンプルの試食・試飲機会を提供予定です、

##### ②現地バイヤーとの商談

・カタログやサンプルの試食・試飲で商品に関心を持ったバイヤーとオンライン商談を設定します。

##### ③展示終了後のフィードバック実施

・商談がセットできない場合でも①で取得したコメントをフィードバックいたします。

#### ◆募集企業数 各地域あたり100社程度

#### ◆提案商品数 STEP2でご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで

#### ◆留意点

・輸出手続、通関及びロンドンまでの輸送に係る実費相当分として、1社当たり12～40万円程度（予定。輸送価格の変動等により変更する場合がございます。）の輸送関係経費の負担をいただきます。ただし、実際の輸送品目、サンプル量等により税金額も異なりますので、各事業者ごとにご負担いただく費用が異なります。詳細につきましては、必要サンプル量とともに別途ご連絡をさせていただきます。

・商品輸送の案内につきましては、出品者確定後に輸送業者より案内いたしますので、輸送業者が指定する国内指定倉庫まで商品輸送をお願いいたします。送付可能な商品量については、カタログにするのかも含め、お申込み状況等も踏まえ、個別に相談いたします。

・指定施設等が定められている品目は、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/>



昨年度の開催風景（ストックホルム）



昨年度の開催風景（ヘルシンキ）

## 7. キャンセル規定

・出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、早急にジェットロまでお知らせください。ご案内する所定のフォームにて手続きをお願いすることになります。出品確定前に申し込みを取消される場合には、メールまたは書面にてジェットロまでご連絡ください。

・**輸送連絡が開始してからの出品者の自己都合によるキャンセルは、キャンセル料が発生する場合がございます。**

・**自己都合によるキャンセルは、以降のグローバル・ゲートウェイ事業にかかる出品者の選考にて一定期間減点されます。**

## 8. 出品者選考について

ご購入いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェットロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、政府からの要請により、米国関税措置の影響を受けている企業については選考時に加点评価いたします。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

※出品商品のうちジェットロが市場性等を鑑み採択商品を決定させていただく場合がございます。

## 9. Japan Streetへの商品掲載について

本事業の申し込み時にご登録いただいた商品は、ジェットロバイヤー向けプラットフォーム「Japan Street」に掲載いたします。



「Japan Street」はジェットロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。ご登録を頂くと、ジェットロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはオンラインカタログ上で手軽に商品を検索することができ、ジェットロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品を紹介いたします。バイヤーが関心を示した場合、出品者にはジェットロ経由で見積や商談（オンライン含む）の連絡をします。

ジェットロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト（Japan Street事業：

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)）

# 10. 留意事項

1. 本事業は、「新規輸出 1 万者支援プログラム」と「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」との連携事業となっています。お申し込み時に「輸出に対する新たな取り組みであること」が確認できた場合は「新規輸出 1 万者支援プログラム」に、「農林水産物・食品の輸出拡大に該当すること」が確認できた場合は「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」にそれぞれ登録いたします。
2. 本案内書に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
3. ジェットロは、サービスの品質向上のため、商談会の内容の全部又は一部を録音、録画することができるものとします。
4. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
5. 商談会会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
6. 本商談会に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
7. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
8. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
9. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
10. 出品申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェットロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
11. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
12. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
13. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
14. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
15. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
16. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
17. ジェットロは、本商談会の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
18. 前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェットロの指示を遵守します。
  - (1) 本イベントのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェットロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
  - (2) 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。
  - (3) 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
  - (4) 本イベント参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。

- 19.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 20.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

## 1 1. 免責規定

- 1.本商談会において、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2.本商談会の実施に際し、ジェットロは、WEB会議システム等の作動安定性を保証するものではなく、WEB会議システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 3.ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
  - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
  - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき
  - (5) お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
  - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
  - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
  - (8) 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
- 4.ジェットロは、オンライン商談を構築するWEB会議システム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- 5.前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 6.商談会会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。

## 1 2. お問い合わせ

ご不明点がございましたら以下のフォームよりお問い合わせください。

[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw\\_inquiry2026](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw_inquiry2026)